

# 横須賀市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

## もくてき (目的)

だい1じょう ようりょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ  
第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

へいせい25 ねんほうりつだいい65 ごう い か ほう だい10じょうだいい1こう きてい もと  
(平成25年法律第65号。以下「法」という。) 第10条第1項の規定に基づ

き、また、しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん きほん ほうしん へいせい  
27ねん2がつ24日にちかくぎけつてい そく ほうだいい7じょう きてい じこう かん しょくいん  
27年2月24日閣議決定) に即して、法第7条に規定する事項に関し、職員が

できせつ たいおう ひつよう じこう さだ  
適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

## ふとう さべつてきとりあつか きんし (不当な差別的取扱いの禁止)

だい2じょう しょくいん ほうだいい7じょうだいい1こう きてい じむまた じぎょう おこな  
第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行う

あたり しょうがい しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい こうじのうきのう  
に当たり、障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害、高次脳機能

しょうがい ふく なんびょう ちりょうほうほう かくりつ しつぺい た とくしゅ しつぺい  
障害を含む。)、難病(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病

であって「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

しこうれい へいせい18 ねんせいれいだいい10 ごう さだ た しんしん きのう しょうがい  
施行令(平成18年政令第10号)で定めるもの)その他の心身の機能の障害

いう。以下同じ。)を理由として、障害者(障害及び社会的障壁(法第2条

2ごう きてい しゃかいてきしょうへき けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいてきかつ  
2号に規定する社会的障壁をいう)により継続的に日常生活又は社会生活

に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。以下同じ。)でない者と不当

な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならな

い。これに<sup>あ</sup>当たり、<sup>しょくいん</sup>職員は、<sup>べっし</sup>別紙に<sup>さだ</sup>定める<sup>りゅうい</sup>留意事項に<sup>じこう</sup>留意するものとする。

<sup>ごうりてきはいりよ</sup>合理的配慮の<sup>ていきょう</sup>提供

<sup>だい3じょう</sup>第3条 <sup>しょくいん</sup>職員は、<sup>ほうだい7じょうだい2こう</sup>法第7条第2項の<sup>きてい</sup>規定のとおり、その<sup>じむまた</sup>事務又は<sup>じぎょう</sup>事業を<sup>おこな</sup>行う

に<sup>あ</sup>当たり、<sup>しょうがいしゃ</sup>障害者から<sup>げん</sup>現に<sup>しゃかいてきしょうへき</sup>社会的障壁の<sup>じょきよ</sup>除去を<sup>ひつよう</sup>必要としている<sup>むね</sup>旨の<sup>いし</sup>意思の

<sup>ひょうめい</sup>表明があつた<sup>ばあい</sup>場合において、その<sup>じっし</sup>実施に伴う<sup>ともな</sup>負担が<sup>ふたん</sup>過重でないときは、

<sup>しょうがいしゃ</sup>障害者の<sup>けんりりえき</sup>権利利益を<sup>しんがい</sup>侵害することとならないよう、当該<sup>とうがいしょうがいしゃ</sup>障害者の<sup>せいべつ</sup>性別、<sup>ねんれい</sup>年齢

<sup>およ</sup>及び<sup>しょうがい</sup>障害の<sup>じょうたい</sup>状態に応じて、<sup>お</sup>社会的障壁の<sup>しゃかいてきしょうへき</sup>除去の<sup>じょきよ</sup>実施について<sup>じっし</sup>必要かつ

<sup>ごうりてき</sup>合理的な<sup>はいりよ</sup>配慮（以下「<sup>い</sup>合理的配慮」という。）の<sup>ごうりてきはいりよ</sup>提供を<sup>ていきょう</sup>しなければならない。

これに<sup>あ</sup>当たり、<sup>しょくいん</sup>職員は、<sup>べっし</sup>別紙に<sup>さだ</sup>定める<sup>りゅうい</sup>留意事項に<sup>じこう</sup>留意するものとする。

<sup>かんりかんたくしゃ</sup>管理監督者の<sup>せきむ</sup>責務

<sup>だい4じょう</sup>第4条 <sup>しょくいん</sup>職員のうち、<sup>かちょうしょくいじょう</sup>課長職以上の<sup>ちい</sup>地位にある<sup>しょくいん</sup>職員（以下「<sup>い</sup>管理監督者」と

いう。）は、<sup>しょうがい</sup>障害を<sup>りゆう</sup>理由とする<sup>さべつ</sup>差別の<sup>かいしょう</sup>解消を<sup>すいしん</sup>推進するため、<sup>つぎ</sup>次に<sup>かか</sup>掲げる<sup>じこう</sup>事項

を<sup>じっし</sup>実施しなければならない。

(1) <sup>にちじょう</sup>日常の<sup>しつむ</sup>執務を通じた<sup>しどうとう</sup>指導等により、<sup>しょうがい</sup>障害を<sup>りゆう</sup>理由とする<sup>さべつ</sup>差別の<sup>かいしょう</sup>解消に関し、

その<sup>かんりまた</sup>管理又は<sup>かんたく</sup>監督する<sup>しょくいん</sup>職員の<sup>ちゅうい</sup>注意を<sup>かんき</sup>喚起し、<sup>しょうがい</sup>障害を<sup>りゆう</sup>理由とする<sup>さべつ</sup>差別の<sup>かいしょう</sup>解消

に関する<sup>かん</sup>認識を<sup>にんしき</sup>深め<sup>ふか</sup>させること。

(2) <sup>しょうがいしゃ</sup>障害者から<sup>ふとう</sup>不当な<sup>さべつてきとりあつか</sup>差別的取扱い、<sup>ごうりてきはいりよ</sup>合理的配慮の<sup>ふていきょう</sup>不提供に関する<sup>かん</sup>相談、<sup>くじょう</sup>苦情

の<sup>もうしでとう</sup>申出等（以下「<sup>い</sup>相談等」という。）があつた<sup>ばあい</sup>場合は、<sup>じんそく</sup>迅速に<sup>じょうきょう</sup>状況を<sup>かくにん</sup>確認す

ること。

- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、その管理し、又は監督する職員に  
対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

- 2 管理監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、  
その解消に向け迅速かつ適切に対処しなければならない。

（懲戒処分等）

- 第5条 職員は、障害者に対し不当な差別的取扱いを行い、又は過重な負担  
がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、  
懲戒処分等に付されることがあることに留意しなければならない。

（相談体制の整備）

- 第6条 職員による障害を理由とする差別に関し、障害者及びその家族その  
他の関係者からの相談等については、当該職員が所属する課等のほか、  
福祉部障害福祉課において対応し、必要に応じて充実を図るよう努めるも  
のとする。

- 2 相談等を受ける場合は、相談者の状態等に配慮するとともに、対面、  
手紙、電話、ファクス及び電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケー  
ションを図る際に必要となる多様な手段（手話、点字、拡大文字、筆談、実物  
の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など（通訳等を介  
するものを含む。））を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、事実確認をしたうえで、相談

対象事案があると認めるときは、必要に応じ、相談者のプライバシーに配慮

しつつ関係者間で情報共有を図り、速やかに是正措置及び再発防止策等を

と採ることとし、以後の相談等において活用することとする。

(研修及び啓発)

第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要

な研修及び啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関す

る基本的な事項について理解させるために、また、新たに管理監督者となっ

た職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割

について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。

3 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者に適切に対応す

るために必要なガイドブックの活用等により、意識の啓発を図る。

## 附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。